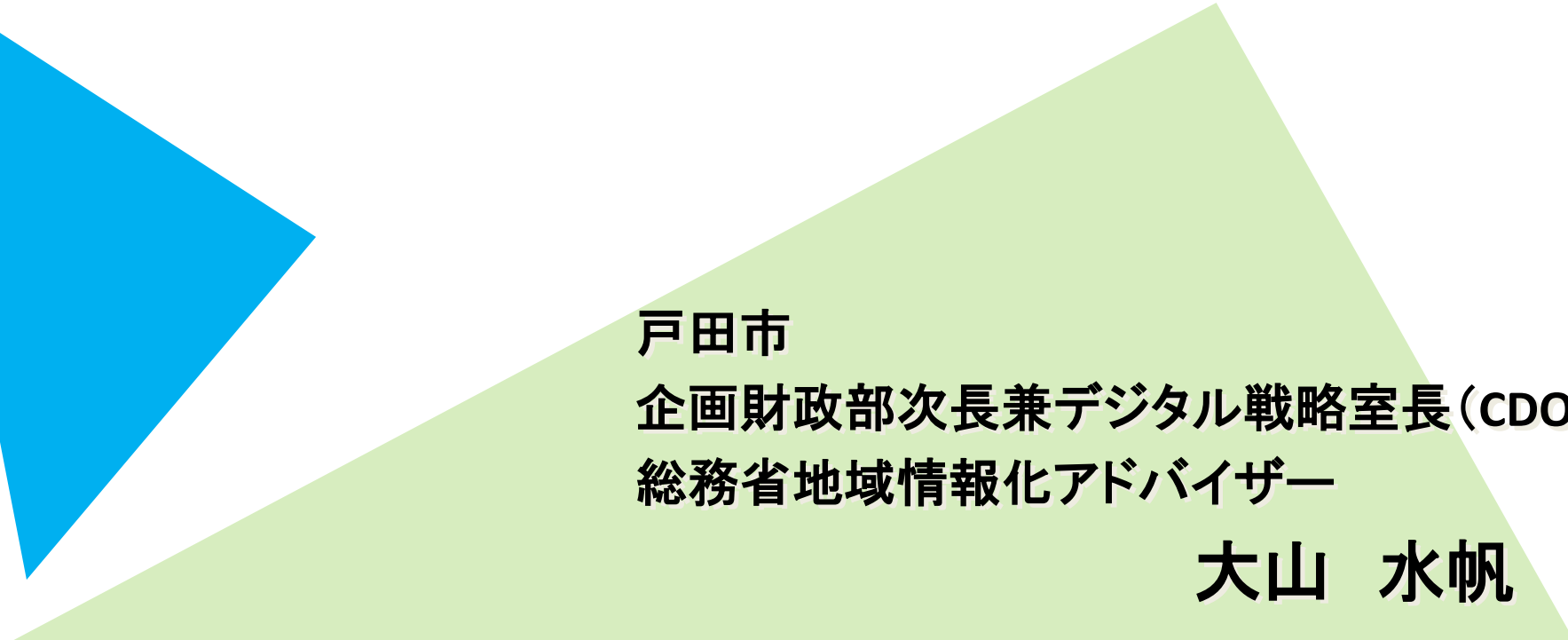





# DX推進協議会からデジタル庁への提言



戸田市  
企画財政部次長兼デジタル戦略室長(CDO)  
総務省地域情報化アドバイザー

大山 水帆

# デジタル庁 組織体制

大臣・副大臣・政務官  
デジタル大臣 牧島 かれん  
デジタル副大臣 小林 史明  
デジタル大臣政務官 山田 太郎

デジタル監・デジタル審議官  
デジタル監 石倉 洋子  
デジタル審議官 赤石 浩一

顧問参与  
顧問 村井 純  
参与 遠藤 紘一  
参与 向井 治紀

CxO  
Chief Architect 江崎 浩  
Chief Design Officer 浅沼 尚  
Chief Information Security Officer 坂 明  
Chief Product Officer 水島 壮太  
Chief Technology Officer 藤本 真樹

分野統括  
ガバメントクラウド統括 梅谷 晃宏  
ガバメントソリューション統括 田丸 健三郎  
国際戦略統括 座間 敏如  
デジタルエデュケーション統括 中室 牧子  
デジタルヘルス統括 矢作 尚久  
データ戦略統括 平本 健二  
リソースマネジメント統括 岩澤 俊典  
特命プロジェクト担当統括 住田 智子  
国・地方デジタル基盤統括 本丸 達也

戦略・組織グループ  
グループ長 富安 泰一郎  
次長 山本 和徳  
特命担当次長 湯本 博信

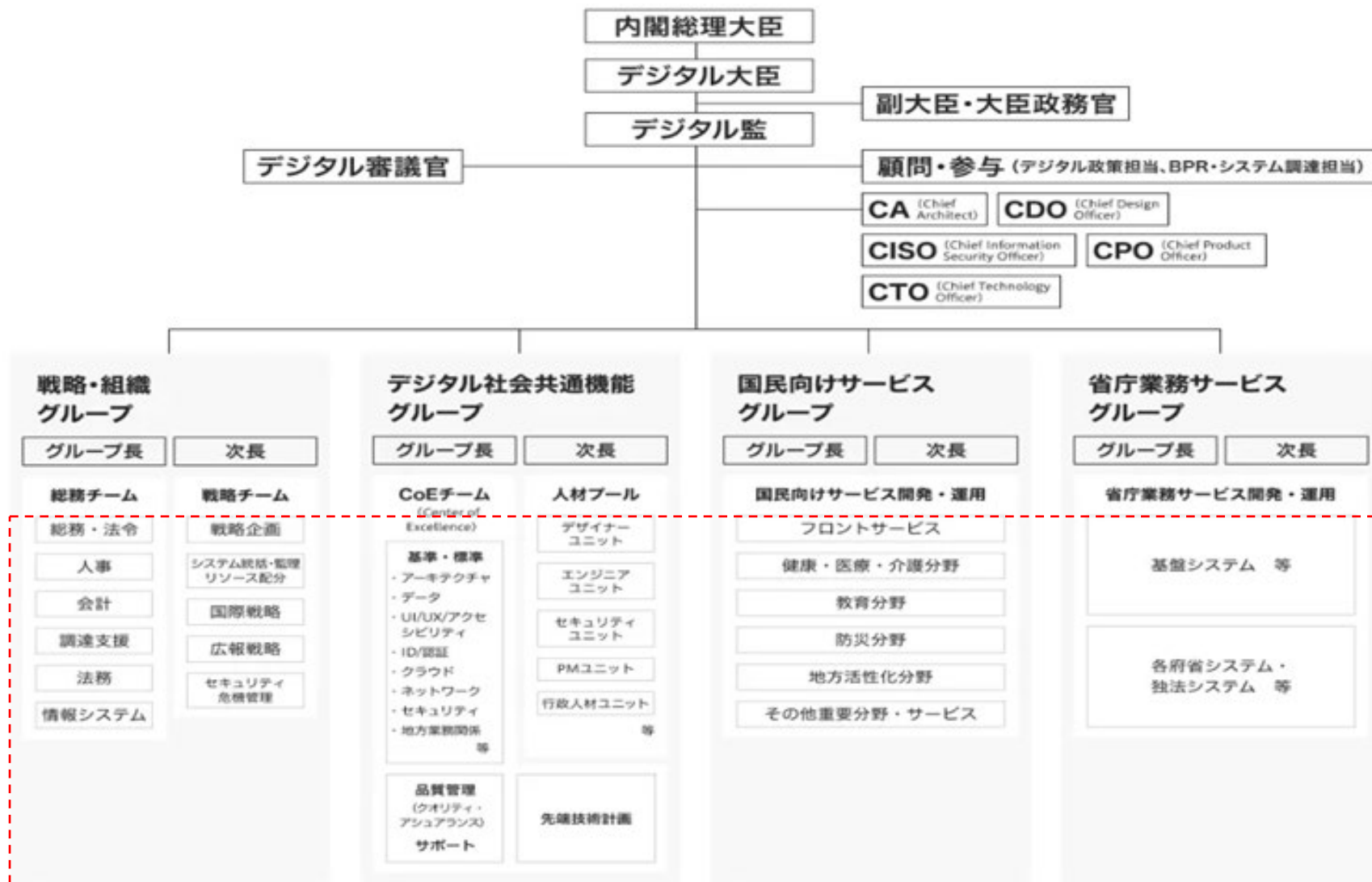
デジタル社会共通機能グループ  
グループ長 楠 正憲  
次長 犬童 周作

国民向けサービスグループ  
グループ長 村上 敬亮  
次長 内山 博之

省庁業務サービスグループ  
グループ長 篠原 俊博  
次長 菅原 希  
次長 早瀬 千善

## デジタル庁の組織体制

2021年9月1日時点



民間登用  
自治体から派遣

1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及  
マイナンバー(個人番号)制度 公金受取口座登録制度  
GビズID  
電子署名  
電子委任状  
ガバメントクラウド  
ガバメントソリューションサービス(ガバメントネットワークの整備)  
地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化  
サイバーセキュリティ  
データ戦略  
DFFT(Data Free Flow with Trust:信頼性のある自由なデータ流通)

2. 国民目線のUI・UXの改善と国民向けサービスの実現  
UI・UX/アクセシビリティ  
マイナポータル  
公共フロントサービス(ワンストップサービス等)  
政府ウェブサイトの標準化・統一化  
準公共分野のデジタル化  
相互連携分野のデジタル化  
新型コロナワクチン接種証明書アプリ  
Visit Japan Webサービス  
その他国や地方公共団体の手続等のデジタル化

3. 国等の情報システムの統括・監理

4. その他  
デジタル人材の育成・確保  
シェアリングエコノミーの推進  
調達における公平性・透明性の確保/新技術  
を活用するための調達改革  
デジタルの日  
政策評価

## 標準化の考え方の見直し

- ・地域情報プラットフォームからの標準仕様へ
- ・曖昧なものを排除した、実装できる標準仕様
- ・メインセット・サブセットの考え方ですべて網羅する必要

## 標準仕様書の全体最適化

- ・システムごとに仕様書作成を受注する事業者が異なる
- ・結果的にバラバラの粒度の標準仕様書となる。

## 宛名管理の標準化

- ・宛名管理が標準化されないと、住民記録以外は実装できない
- ・宛名管理の標準仕様は必須

## 共通基盤の標準化

- ・個別システムが標準化されても、業務間連携は定義されない  
(地域情報プラットフォームでは連携できない)
- ・情報連携の標準仕様書の作成
- ・データ標準レイアウトを活用

## ぴったりサービスが前提

行政手続きをオンライン申請するための手段は、ぴったりサービスのほかにも利便性の高い、民間の汎用的なオンライン申請サービスが普及している。デジタルガバメントでは、サービスデザイン志向で利便性の高いサービスを提供することとしている。

- ・優れたUI/UX
- ・スマートフォンで完結
- ・キャッシュレス決済



ぴったりサービスは

- ・紙の申請書の考え方から脱却できていない。
- ・バックオフィス連携には別途システム改修が必要
- ・職員のユーザビリティが悪い

・「デジタル基盤改革支援補助金」(令和4年度まで、国庫補助1/2)

国が示すオンライン化対象手続(31手続)のうち、  
全26手続(子育て・介護関係)について、原則、基幹システムとの接続が必須

残りの5手続(被災者支援・自動車保有関係)は、国が別途専用システムを構築

## ◆デジタル基盤改革支援補助金(自治体オンライン手続推進事業)

### 【補助対象経費】

マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続に要する経費が対象

- 連携サーバ、FW設置費用、その他周辺機器改修
- LGWANとマイナンバー利用事務系との接続に係る改修作業費用
- 基幹システムの改修が必要な場合は、その改修作業費用

※1 原則、子育て・介護の全26手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続が完了することが必須

※2 子育て・介護とあわせて他の手続のオンライン接続についても、補助上限の範囲内で対象経費に含まれる

### 【期間・補助率】

令和4年度末まで、補助率1/2(地方負担については普通交付税措置)

※自治体の人口規模に応じて上限額を設定

## 図表2 対象手続一覧

オンライン化済み  
申請0件

原則廃止

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出 <b>対面が必要</b>	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
未支払の児童手当等の請求	介護関係（11手続）※市区町村対象手続	
児童手当等に係る寄附の申出	要介護・要支援認定の申請	被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援更新認定の申請	罹災証明書の発行申請 <b>災害時のみ</b>
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車税環境性能割の申告納付
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
支給認定の申請	被保険者証の再交付申請	自動車税住所変更届
		自動車の保管場所証明の申請



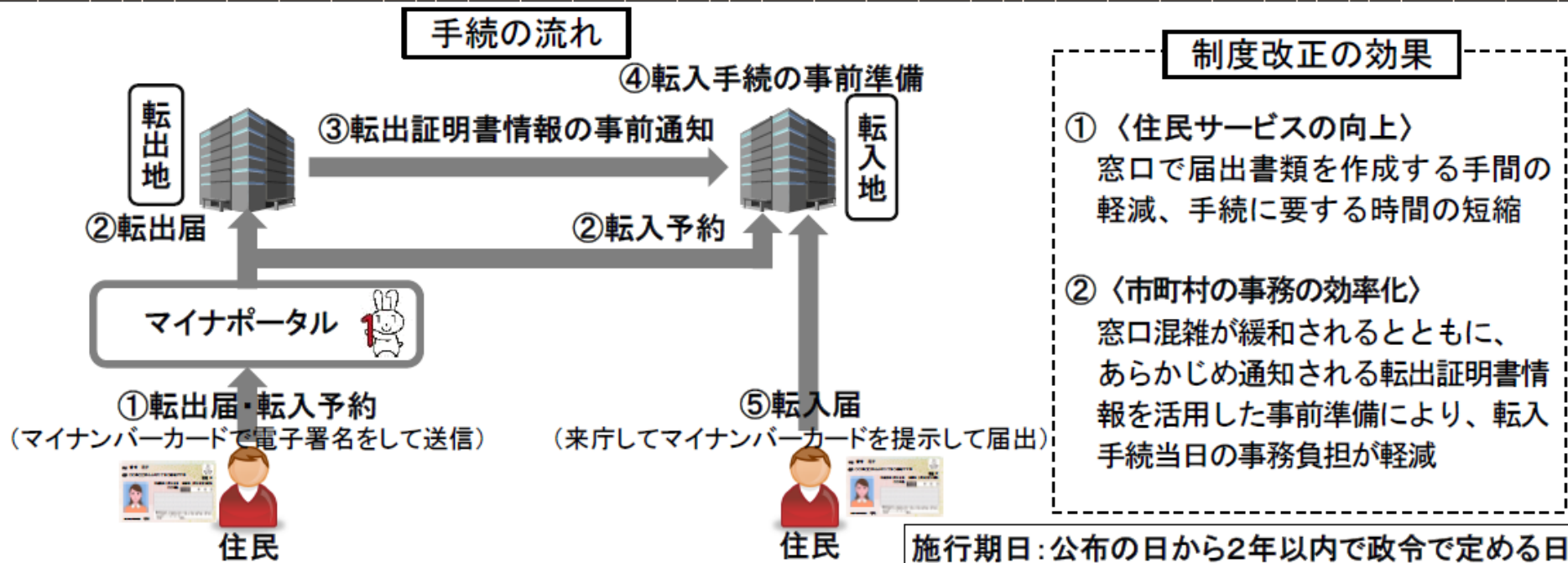
# 転出・転入手続きのオンライン・ワンストップ化

## 令和4年度中に全自治体での転出・転入手続きのオンライン・ワンストップ化

- 来庁せずにマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を可能に
- 転出証明書情報の事前通知による転入手続き(\*)の時間短縮化（今国会に住民基本台帳法を改正する法案(デジタル社会形成整備法案)を提出中）※転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)
- 他の業務システムとの連携による転入手続き時の届出書類の削減・待ち時間の縮減

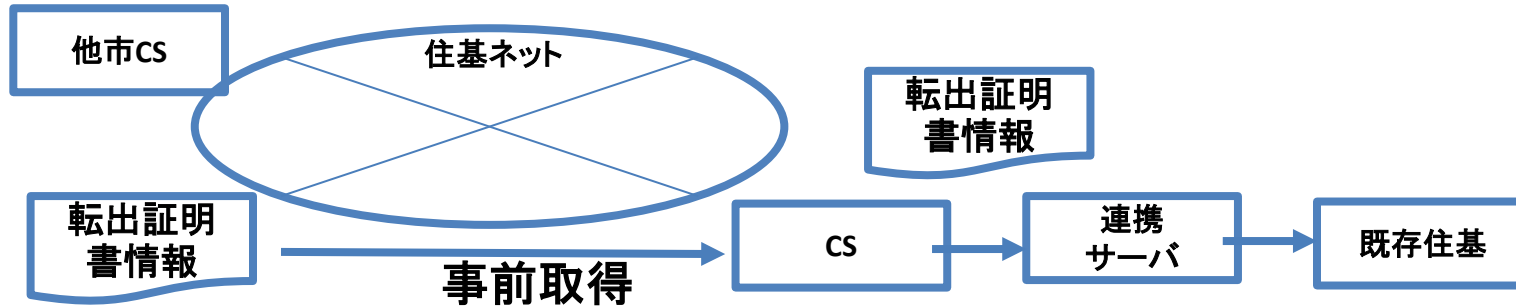
### 住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化を図る。

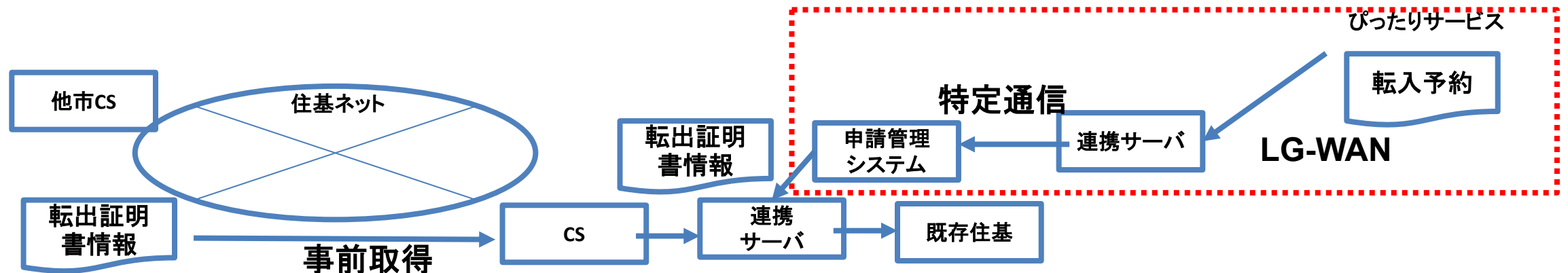


## 必要な改修

- ・転出証明書情報の事前取得のための住基ネットアプリの更新
- ・住基ネットCSとの連携サーバの改修
- ・転出証明書情報の事前取得のための既存住基システムの改修



しかし、一部のベンダーでなぜか申請管理システムの導入が必須となっている(高額)



転入時の準備ができるというが、住基の転入が完了しないと他システムは処理を開始できない  
転入後、どのような世帯構成になるか転出証明情報だけではわからない



自治体は転入予約されても、できることがほとんどない  
市民はいつでも窓口にいけば手続きできるので、転入予約するメリットがない  
転入予約の業務だけが増えるが、削減される事務処理がない



転入予約を導入すると、申請管理システムが必要となり、高額な費用を請求される  
(10/10だが限度額があり、補助金額では賄えない)  
すでにスマート申請など転出届のオンライン化を行っているのに、ぴったりサービスの申請に限定されてしまう  
ベンダーの申請管理システムを使用しなければならず、申請が増える度に随契で費用が発生  
(新たなベンダロック)

## ガバメントクラウドの調達仕様

デジタル庁が当該提出された書類等の審査においてクラウドサービスの提供が可能と判断した者すべてと契約の締結を行う



デジタル庁が審査し決定



条件は、ISMAP(イスマップ)に登録されているクラウドサービスのうち、調達仕様書に添付されている「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを運営する事業者。



審査基準は

「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすこと

## 調達仕様 別紙1 基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細の課題

- ・一般的なクラウドサービスの要件
- ・基幹系システムに必要な要件が不足
  - 稼働率の指定がない。(仮に99.5%では年間43.8時間停止する)
  - OracleDB、ハイパーバイザー指定なし等
- ・SLAはあくまでサービスレベル合意書で完全に保証されるものではない



自治体の基幹系システムはNISCで重要インフラとして位置づけられ、  
基本、停止が許されないシステム

国がパブリッククラウド(ガバメントクラウド)を活用するなら考え方も転換し、  
国民に停止を前提としたシステムであることを周知する必要がある。

# VRSの課題

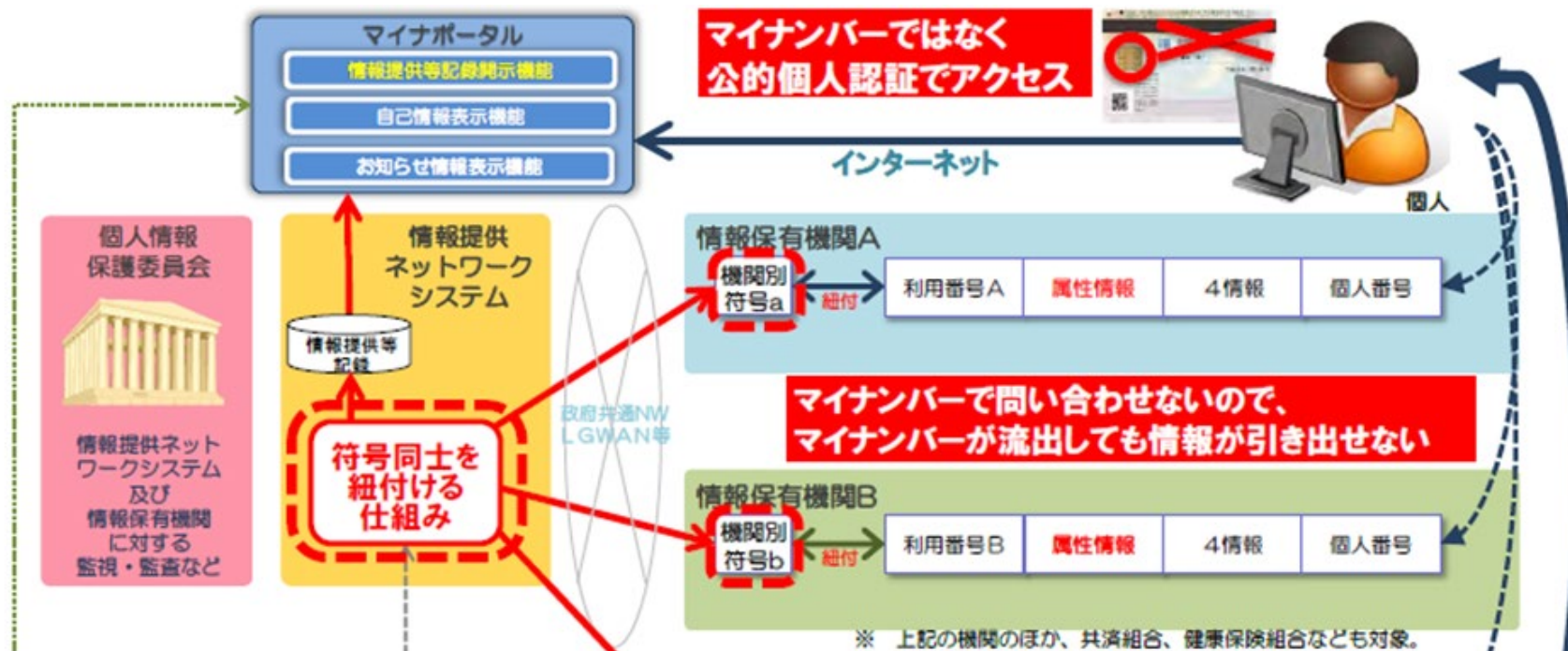
## ワクチン接種は個人番号利用事務

予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務

## 情報提供ネットワークシステムで提供可能

予防接種は番号法第19条8項により、別表第二に定められた情報を情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

- ・マイナンバーではなく、符号で連携。
- ・インターネットからは公的個人認証でアクセス。
- ・安全管理措置を義務付けられる。

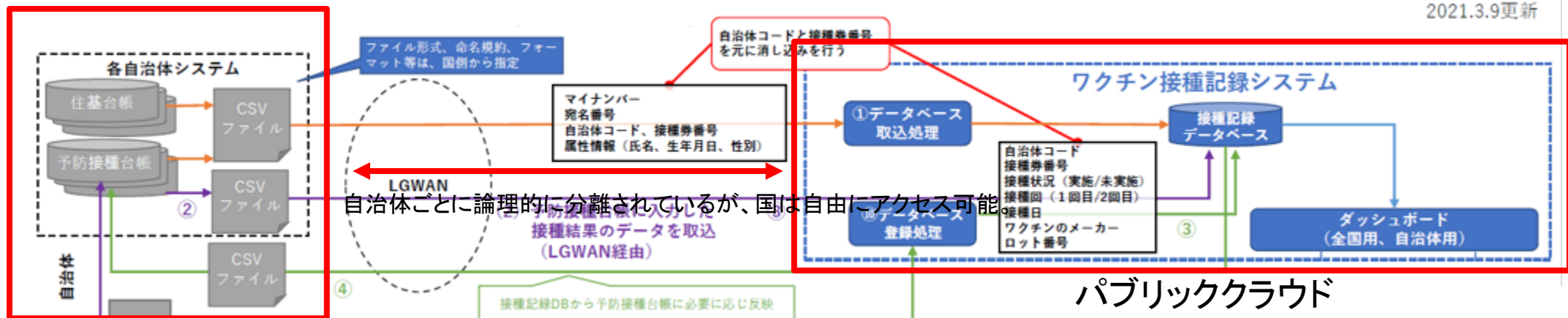


# VRSの番号法における情報提供の解釈

## 情報提供ネットワークシステムを使用しない提供

番号法第19条16項により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

現在、情報提供ネットワークシステムを使用せず、本人同意なしで情報連携が行われている



- ・符号を使用せず、**マイナンバーそのもの**で連携。
- ・自治体は安全管理措置を確認することができない。

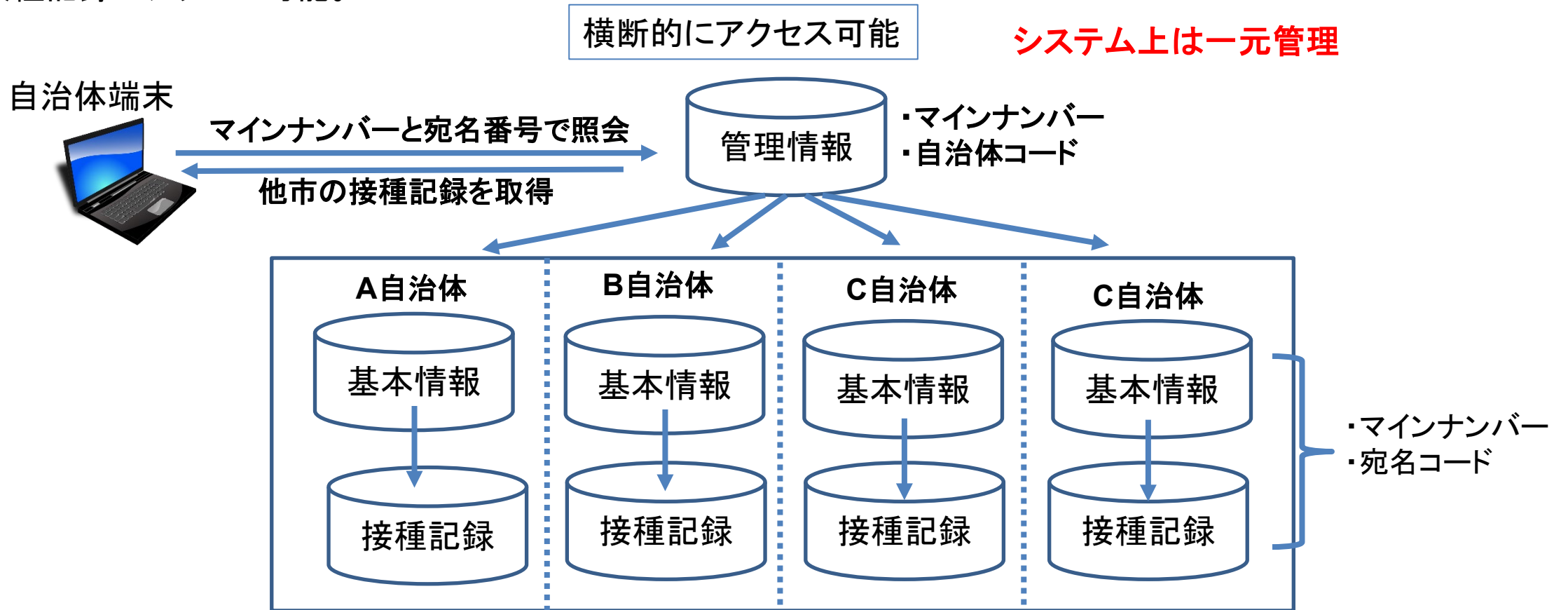
転入者への3回目の接種券発送のため、転入前接種記録を確認するため

- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合とまで言えるか。
- ・本人の同意を得ることが困難とまで言えるか。
- ・パブリッククラウド上で安全管理措置を担保できるか。

# VRSにおける一元管理

## 転入者の接種記録一斉取得機能

自治体ごとに論理的に分離されているが、横断的にマイナンバーで紐づけてすべての個別の基本情報と接種記録にアクセス可能。



・自治体ごとに論理的に分離された自治体の管理下のデータベースにアクセスすることは、不正アクセスに該当しないか自治体ごとにアクセスすることの同意をとっている。

・マイナンバー制度においては、個人情報の一元管理を行わない制度設計になっているが、これに反しませんか。

VRSでは、マイナンバー制度と同様に、個人情報の一元管理を行わず、分散管理によることとしています。すなわち、自治体ごとに論理分離されたデータベースを構築し、自治体間で必要な限度で必要なデータを照会・提供できる機能とする予定です。加えて、VRSが保有する個人情報は、予防接種に関する事務に係る個人情報のみです。



## 技術的課題

システムが不具合のままリリースされるなど、開発工程においてチェックする仕組みが欠如していると、不具合があってもリリースしても致し方ないという開発体制になってしまうため、不具合のままリリースされることが続いてしまう。セキュリティ対策に不具合があるままリリースされると、必ずセキュリティ事案が発生する。

### ・COCOA

基本機能である接触通知が行われない……国が作成したアプリの信頼性を大きく損なう

### HER—SYS

要配慮個人情報不正な閲覧される可能性、セキュリティの課題……国際問題に発展の可能性

### V-SYS

ワクチン配分管理は行うが接種記録は管理しない……VRSが別途必要

### VRS

不完全なままリリースされ、誰一人検索できない……ユーザがデバッグするような開発誤読により消えた接種記録や他人に紐づく……接種記録データ全体の信頼性を失う

### 【デジタル庁におけるリリース時の不具合の事例】

#### 水際対策システムで不具合 入国者のパスポート情報漏洩

ウェブ上で行動計画書などの申請・審査を受けられる「入国者フォローアップシステム」について、令和3年11月25日のサービス提供開始直後に不具合が発生。システムを利用していた企業およそ50社のうち、28社34人分のパスポートの情報や滞在中の行動計画書などが、他の企業からも閲覧できる状態になっていた。原因はサービスの提供開始と同時に、複数人が同じタイミングでログインしたことにより、ウェブ上に登録したデータが混在して保存されたというシステム上の不具合。

## 人的セキュリティ

セキュリティ対策が適切に施されていても、人為的ミスや知識不足により、セキュリティホールとなる可能性がある。たとえば、Salesforceの事例では、セキュリティ設定を適切に行えば関係者のみがアクセスできる個人情報、設定ミスにより第三者も閲覧できるようになっていたため、情報漏洩事案となった。

IT関連企業や自治体からの派遣などの人材で業務が行われ、セキュリティ研修も行われないと、人材のリテラシーが低くなり、システム設定をチェックする判断能力やセキュリティ対策の知識が欠如し、情報漏洩のリスク対策を十分に行うことができない恐れがある。

### 【デジタル庁における人的ミスによる情報漏洩の事例】

報道機関向けのメール誤送信 アドレス400件をBCCではなくCCに記載

デジタル庁は11月24日、報道機関向けのメールを誤送信したことでアドレス400件が外部に流出したと発表した。BCC欄に記載すべきアドレスを、CC欄に記載していたのが原因。同庁は「今後は厳重に注意し、再発防止に努める」とコメントしている。

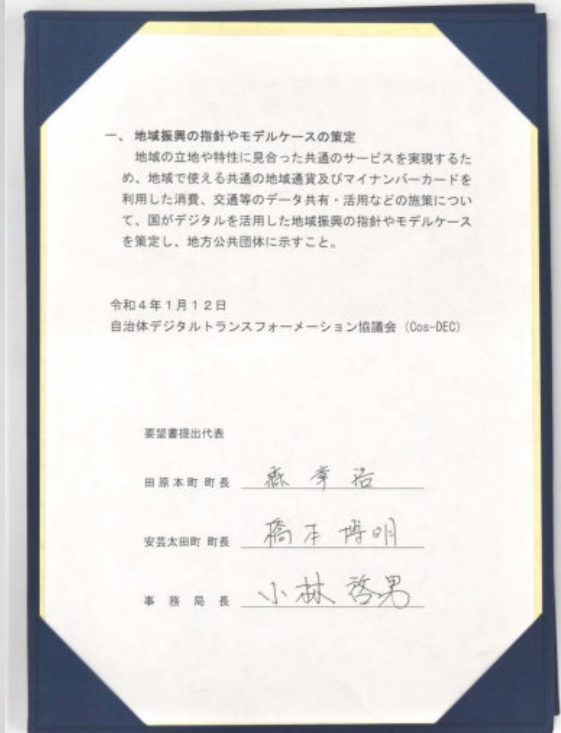
この度、Cos-DEC設立時からの目標であるデジタル庁への提言(要望書の提出)を行うため、1月12日にデジタル大臣 牧島 かれん(まきしま かれん)様を訪問しました。

要望書の提出には、田原本町 町長 森 章浩(もり あきひろ)様、安芸太田町 町長 橋本 博明(はしもと ひろあき)様、Cos-DEC事務局長(ITbook(株) 常務執行役員) 小林 啓男(こばやし あきお)が参加しました。



牧島デジタル大臣に対して要望書を提出

- ・自治体デジタルトランスフォーメーション協議会「行政DX・地域DX検討ワーキングチーム」で提言書を取りまとめ
- ・デジタル庁へ打診
- ・デジタル庁より、提言書ではなく要望書として受け取る旨連絡
- ・事前確認のため要望書を提出
- ・2022年1月12日 デジタル庁訪問





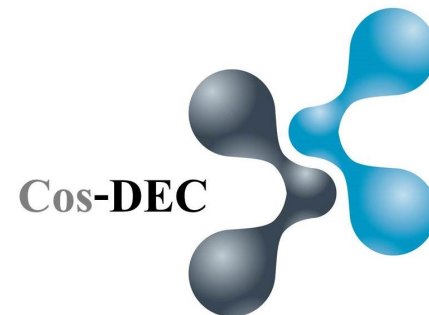
# デジタル行政・地域DXの実行に向けた提言

令和4年1月

自治体デジタルトランスフォーメーション協議会 (**Cos-DEC**)

[Common Oriented Self-governing body Digital transformation Enterprise Consortium]

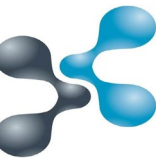
【行政DX・地域DX検討ワーキングチーム】





# 目次

デジタル行政・地域DXの実行に向けた提言	2
1 国民にとって真に利便性の高いサービスの実現に向けた提言	4
(1)「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するための自治体の取り組みを支援	5
(2)「あらゆる手続きが役所に行かずにできる」真に利便性が高い取り組みを実施	7
(3)「必要な給付が迅速に行われる」取り組みの実施と自治体の負担軽減	8
2 標準システムの導入に向けた提言	9
(1)標準システムで用いるデータ定義や項目の標準化の適切な実施	10
(2)自治体システム等標準化の対象17業務以外での標準化	11
(3)標準システム導入のための法整備等の実施	13
3 地域のデジタル化の推進に向けた提言	14
(1)デジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースの策定	16
(2)地域DX推進事業としての地域通貨の導入	17
4 自治体への人材支援に関する提言	18
(1)デジタル人材のマッチング制度の導入	19
(2)アドバイザー(専門員)の派遣の拡充	20
おわりに	21
別添 補足資料	



# デジタル行政・地域DXの実行に向けた提言

今般の市町村では、新型コロナウイルス感染症拡大等も背景となり、行政が軸となった新たなデジタル技術・データの利活用が強く求められています。一方で、特別定額給付金の申請・給付においては、マイナンバーカードが十分に活用できなかった等、様々な課題が明らかとなっています。

このような予測不能な局面において、制度や組織のあり方を不確実性に合わせ柔軟に対応できるよう変革することができる、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」という。)が地域社会全体に求められているところです。しかしながら、地域社会におけるデジタル社会形成に資するそれぞれの取組みにおいては、様々な問題・課題が生じている実情があります。

そこで、地域社会それぞれの状況に応じた「デジタル行政・地域DXの実行」に向けた取組みを加速させることができるよう、積極的な措置を講じていただきたいと思います。

## 一、DX推進のための地方に対する財政支援の拡充

新型コロナウイルス感染症等の影響による地方経済の下振れの中においても、DXの取組を着実に推進し、地域に見合った住民向けサービスを実現するため、デジタル庁を旗振り役として国全体で必要な予算を確保するとともに、補助金等の財政支援を拡充すること。

### 一、地方のデジタル人材不足に対する支援の拡充

デジタル化の推進にあたり必要不可欠なデジタル人材の確保及び育成について、引き続き国において支援策を講じるとともに、地方の実情に応じた支援が受けられるよう、制度の拡充を図ること。

### 一、真に利便性の高い行政サービスの実現に向けた仕組みの構築

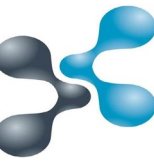
「あらゆる手続きが役所に行かずともオンラインでできる」社会の実現に向け、マイナンバーの一層の活用手法など、各種仕組みを国が先導して構築することにより、地方の負担軽減を図ること。

### 一、令和7年度の標準準拠システム導入に向けた支援の強化

国が定める標準準拠システムについて、令和7年度までにその導入が遅滞なく進むよう、地方の実情に合わせた支援を行うとともに、システムの利便性向上に資する法改正等を速やかに実施すること。

### 一、地域振興の指針やモデルケースの策定

地域の立地や特性に見合った共通のサービスを実現するため、地域で使える共通の地域通貨及びマイナンバーカードを利用した消費、交通等のデータ共有・活用などの施策について、国がデジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースを策定し、地方公共団体に示すこと。



# デジタル行政・地域DXの実行に向けた提言

## デジタル行政・地域DXの実行に向けた課題と具体的な提言

行政DX・地域DX検討ワーキングチームでは、DXの現状と課題を整理し、具体的な提言としてまとめました。

手段であるデジタル化が目的化しており、利便性の高い行政サービスのあるべき姿が目的として描けていない

国民にとって真に利便性の高いサービスの実現に向けた提言

標準システム仕様の策定において、標準化可能な領域が非標準化のままとなっている

標準システムの導入に向けた提言

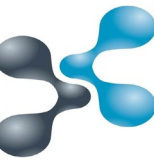
デジタルを活用した地域振興のための強力な指針及びモデルケースがない

地域のデジタル化の推進に向けた提言

自治体DXを推進するためのデジタル人材が不足している

自治体への人材支援に関する提言





# 1 国民にとって真に利便性の高いサービスの実現に向けた提言

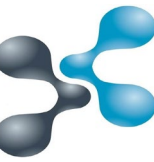
『デジタルガバメント実行計画』では、「行政サービスの利便性向上については、各種手続のユーザビリティの向上やビジネス環境の改善など、利用者への具体的な価値の提供という点において、いまだ取組が不十分である」としており、利用者にとっての真に利便性の高いサービスを提供するには至っていない現状があります。デジタル化は、デジタル化自体が目的ではなく、デジタル化によって最終的にすべての国民が「誰一人取り残さない」利便性を享受できる社会の実現にあります。

そのような社会の実現のためには、利用者中心の行政サービス改革を推進することにより、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使える」、「簡単」、「便利」な行政サービスの実現を目指し、実現に向けた具体的な施策を迅速かつ確実に実行しなければなりません。特に『デジタルガバメント実行計画』の具体的な施策としている「あらゆる手続が役所に行かずにできる」「必要な給付が迅速に行われる」については、重点的に取り組んで行く必要があります。そこで、以下の提言をいたします。

**手段であるデジタル化が目的化しており、利便性の高い行政サービスのあるべき姿が目的として描けていない**

国民にとって真に利便性の高いサービスの実現に向けた具体的な施策を迅速かつ確実に実行すること

- (1) 「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するための自治体の取り組みを支援
- (2) 「あらゆる手続が役所に行かずにできる」真に利便性の高い取り組みを実施
- (3) 「必要な給付が迅速に行われる」取り組みの実施と自治体の負担軽減



## (1)「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するための自治体の取り組みを支援

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

### 「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するための自治体の取り組みを支援すること

- ① 「利用者向けデジタル活用支援推進事業」を拡充し、全自治体で実施できるようにすること
- ② 「手続きをナビゲーションするシステム」や「書かない窓口」など、窓口における市民の負担を軽減するための施策に対する財政的措置を講ずること

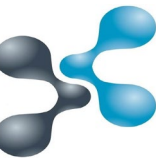
#### 【現状】

- ・誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現のためには、デジタルデバйд対策が必要。
- ・自治体DX推進計画においても、DXとあわせて行う施策に「デジタルデバйд対策」が示されている。
- ・今年度「利用者向けデジタル活用支援推進事業」を拡大し、全国型と地域連携型で実施されている。
- ・高齢化が進んでおり、特に地方において顕著となっている。

#### 【課題】

- ・「利用者向けデジタル活用支援推進事業」は拡大されたが、全自治体が利用できるわけではない。
- ・地方では高齢化が進み、デジタル化施策を行っても効果が限定的となる恐れがある。
- ・すべての手続きがすぐにデジタル化されるわけではなく、窓口対応が残る。
- ・デジタルに対応できない方に対する窓口のニーズが残る。
- ・窓口における市民の負担を軽減する施策に対する財政的措置がない。





## (2)「あらゆる手続が役所に行かずにできる」真に利便性の高い取り組みを実施

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

### 国民にとって「あらゆる手続が役所に行かずにできる」真に利便性の高い取り組みを実施すること

- ① 「申請できる数」ではなく「申請数」「満足度」をKPIとし、利便性を目的としたオンライン化に取り組むこと
- ② ぴったりサービス以外のオンライン申請システムも導入できるような標準化を行うこと
- ③ エンドツウエンドでの連携を行うための申請管理システムの標準化に取り組むとともに、基幹システムへの取り込みインターフェースを標準化すること
- ④ 財政措置は31業務を必須とするのではなく、実情に合った柔軟な対応とすること

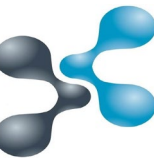
#### 【現状】

- ・デジタル手続き法が制定され、将来的にあらゆる手続が役所に行かずにできることを目指している。
- ・ぴったりサービスの申請情報が全国の自治体でダウンロード可能となった。
- ・「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」が公開され、申請情報のエンドツウエンドでの連携が求められている。

#### 【課題】

- ・国においては、ぴったりサービスにより、「子育てワンストップ」「介護ワンストップ」などのオンライン化を行ってきたが、利用も少なく自治体にとってもオンライン申請のメリットを享受できる段階に至っていない。
- ・KPIが「オンライン申請できる数」であることから、オンライン化をすること自体が目的になってしまう恐れがあり、利用者ニーズとのギャップ、自治体目線とのギャップが生じる。
- ・ぴったりサービスによるダウンロードは可能となったが、エンドツウエンドでの連携を行うためには手処理やシステム改修が必要となる。
- ・31業務のオンライン化に財政的措置を講じているが、児童手当現況届など実情に合っていない手続きがある。

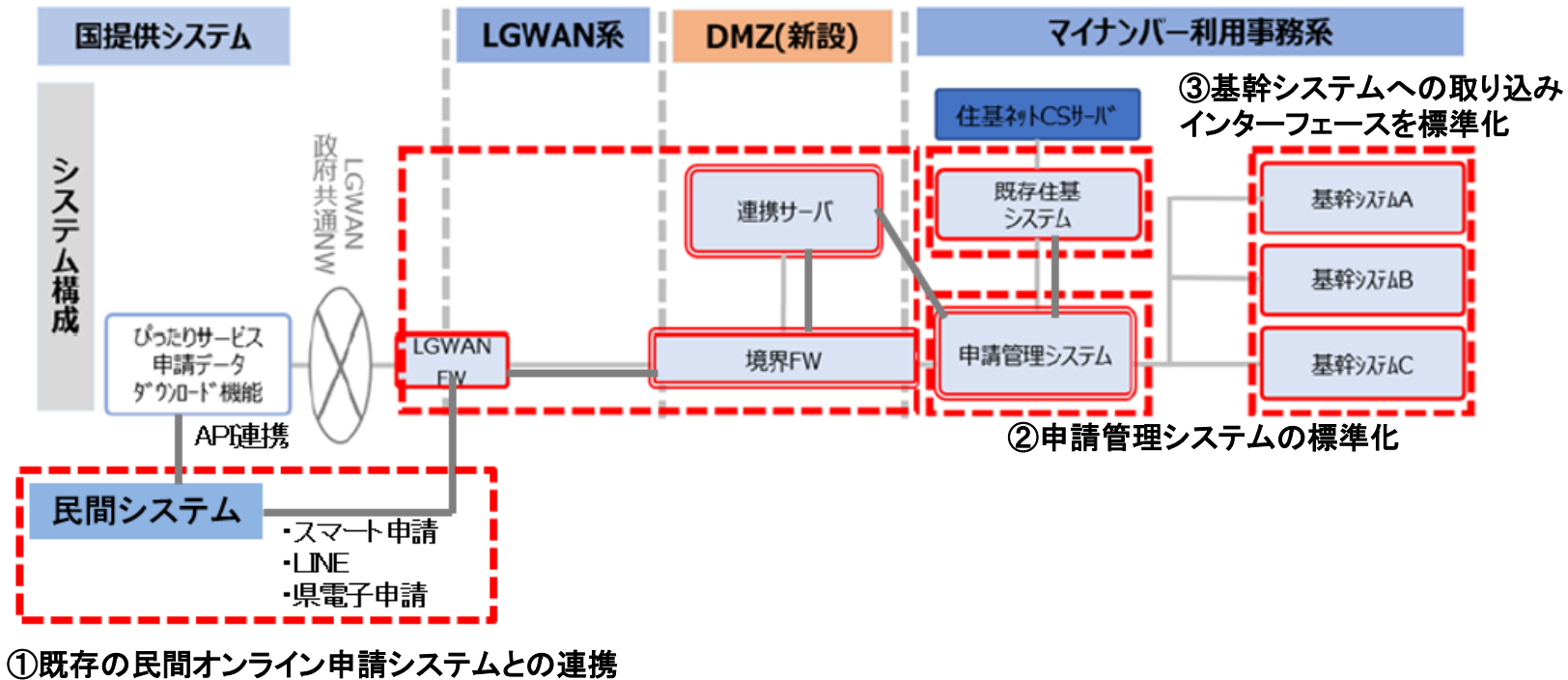


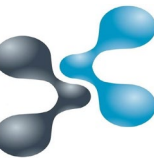


# 1 国民にとって真に利便性の高いサービスの実現に向けた提言

## (2)「あらゆる手続が役所に行かずにできる」真に利便性の高い取り組みの実施

- ① 既存の民間オンライン申請システムとの連携
- ② 申請管理システムの標準化
- ③ 基幹システムへの取り込みインターフェースを標準化し標準システム仕様書へ反映





### (3)「必要な給付が迅速に行われる」取り組みの実施と自治体の負担軽減

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

#### 「必要な給付が迅速に行われる」取り組みを実施するとともに、自治体の負担軽減を図ること

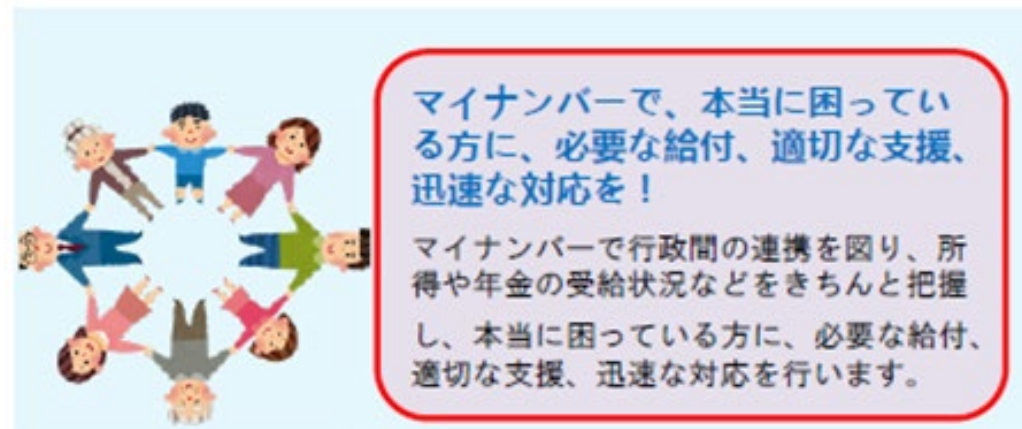
- ① マイナンバーを活用した簡素で効率的な給付の具体的な取り組みを実施すること
- ② 給付金等を実施する際には、自治体で個別にシステム対応しなくとも良いよう、国が仕組みを作成し、横展開することで、自治体の負担軽減を図ること

#### 【現状】

- ・マイナンバー制度の将来像では、国民一人一人にマイナンバーを附番することで、本当に困っている方に必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行うこととしているところ。
- ・「マイナンバーがはじまるとくらしがこんなに便利に」を目標に様々な施策に取り組んでいる。
- ・迅速な給付のため、マイナンバーと銀行口座との紐づけが進められている。

#### 【課題】

- ・マイナンバーを活用した簡素で効率的な給付の実現には至っていない。
- ・特別定額給付金の交付や18歳未満の10万円給付においてもマイナンバーが活用されない。
- ・特別定額給付金の交付の際、戸田市ではマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のシリアル番号を取得、データベースで一元管理することにより事務の効率化と迅速な給付を実現したが独自開発をするしかなかった。





## 2 標準システムの導入に向けた提言

令和3年5月12日に可決・成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、自治体は令和7年度までに国が定める標準に適合した標準システムの導入が求められており、現在、国において17業務についての情報システム標準仕様書の策定が進められているところです。

しかしながら、現在の情報システム標準仕様書では、標準化可能な領域についても非標準化のままとなっている現状があります。標準仕様書は、機能要件を中心に記載されているため、実装に当たっては確認すべき事項を多く含んでいるため、標準仕様に基づいても、それぞれのシステムで実装方法が異なると互換性がなくなり、標準化の意味がなくなってしまう恐れがあります。

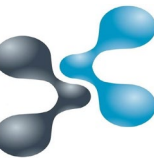
また、データ定義や項目の標準化については現在ベース・レジストリ<sup>1</sup>の検討がなされていますが、自治体の業務システムの標準化においては、システムを構築することが前提の標準化が必要となります。すなわち、必要最低限のルールを定めるだけでなく、ユースケースに基づいた実装を前提としたデータ項目を定義としないと、システム標準仕様書に基づいたシステムが開発されても、システム間連携を行うことができない恐れがあります。そこで、以下の提言をいたします。

標準システム仕様の策定において、標準化可能な領域が非標準化のままとなる

標準システム仕様の策定には、非標準化を排除した実装を前提とした標準化に取り組むこと

- (1) 標準システムで用いるデータ定義や項目の標準化の適切な実施
- (2) 自治体システム等標準化の対象20業務以外での標準化
- (3) 標準システム導入のための法整備等の実施

<sup>1</sup> 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース  
出典：政府CIOポータルWEBサイト



## (1) 標準システムで用いるデータ定義や項目の標準化の適切な実施

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

### 自治体が導入する標準システムで用いるデータ定義や項目の標準化を適切に実施すること

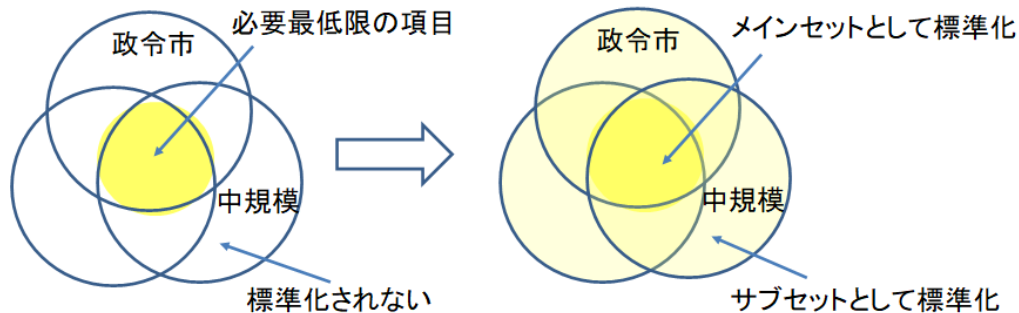
- ① 必要最低限の機能だけでなく、自治体の規模に応じた機能も標準化すること
- ② 連携項目は実装を前提としたデータ項目とすること
- ③ 情報連携仕様はオープンスキーマとして公開し、クラウド化して提供することも考慮すること
- ④ 連携仕様及びベース・レジストリを早急に整備すること
- ⑤ 特に住所コードについては国が整備する「町字マスターデータ」を使用すること

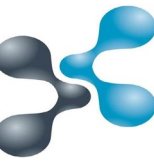
#### 【現状】

- ・現在、20業務について標準システム仕様書の策定が行われている。
- ・データ定義や項目の標準化についてはベース・レジストリの検討が行われている。
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書では連携項目について必要最低限の項目を定めている。
- ・住民記録システム標準仕様書では、住所コードを特定していない。

#### 【課題】

- ・標準仕様書は自治体規模への対応が不十分であり、機能をすべて標準化しないと自治体ごとに実装が異なる恐れがある。
- ・必要最低限の項目を作成するだけでは情報連携ができない恐れがある。
- ・すべての自治体と同じ連携仕様でシステム間連携を行うためにはクラウド化が有効である。
- ・連携仕様及びベース・レジストリの作成が遅れており、標準システムに反映できない恐れがある。
- ・住所コードの標準化が行われず、情報連携やデータ移行の際にコード変換が必要となる。





## 2 標準システムの導入に向けた提言

### (2) 自治体システム等標準化の対象20業務以外での標準化

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

自治体が標準システムへ移行するため、自治体システム等標準化の対象20業務以外も必要に応じて標準化を行うこと

- ① すべての業務システムが使用する「統合宛名管理」「共通基盤」システムの標準化を行うこと
- ② 20業務以外の業務についても順次標準化を図ること

#### 【現状】

- ・現在、20業務について標準システム仕様書の策定が行われている。
- ・すべてのシステムが利用する「統合宛名管理」「共通基盤」などが標準化されていない。
- ・20業務以外について標準化が行われていない。

#### 【課題】

- ・標準システムを導入する際には、「統合宛名管理」「共通基盤」について考慮する必要があるが、標準化の対象となっていない。
- ・特にオールインワンのパッケージシステムを提供しているベンダーは、システムの基本となる「統合宛名管理」「共通基盤」が標準化されないとパッケージ開発ができない。
- ・対象20業務以外の業務についても、自治体が行っている業務については標準化を行わないと結果的に自治体ごとに異なるシステムとなり、標準化の目的を達成できない恐れがある。

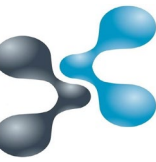
#### 「統合宛名管理」システムの標準化



#### 「共通基盤」システムの標準化







### (3) 標準システムの導入のための法整備等の実施

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

#### 住民記録システムを円滑に導入するため、すべての文字を文字情報基盤に対応できるように「住民基本台帳事務処理要領」を改正すること

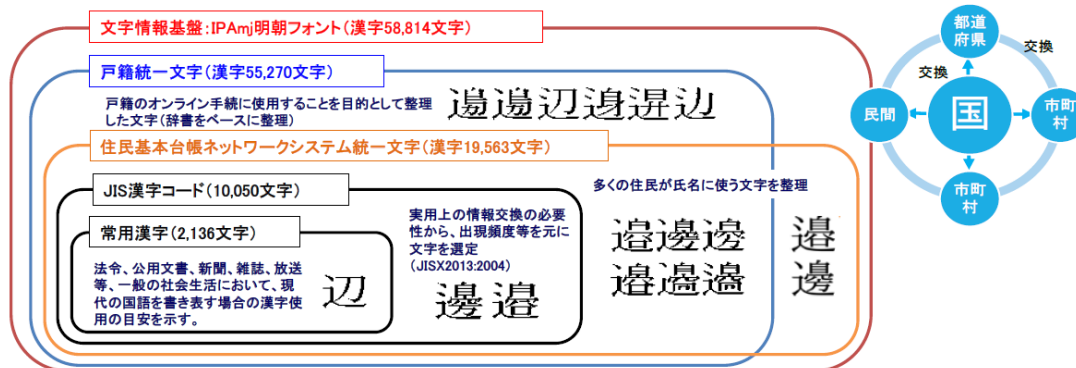
例えば、「日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載する。ただし、文字情報基盤に登録されていない文字は、文字情報基盤に登録されている文字とする。」等に改正すること

#### 【現状】

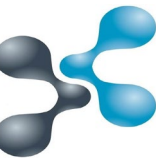
- ・住民記録システム標準仕様書の第20版が公開されている。
- ・住民記録システム標準仕様書では文字情報基盤を使用することとしている。
- ・氏名等の文字に文字情報基盤では一部対応できない文字がある。
- ・「住民基本台帳事務処理要領」では、「日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載（字体も同一にする。）する。」と記載されているため、外字を作成する必要がある。

#### 【課題】

- ・戸籍に記載されている文字には、電算化の際に事故簿<sup>2</sup>となりそのままの文字で記載された文字や、法務局判断によりそのまま移記することとされた文字が存在する。
- ・文字情報基盤には存在しないが、戸籍総合システムの運用上デザイン上の違いと判断し、正字扱いとなっている文字が存在する。
- ・現在の「住民基本台帳事務処理要領」のままでは、文字情報基盤を導入しても外字が残ってしまう。



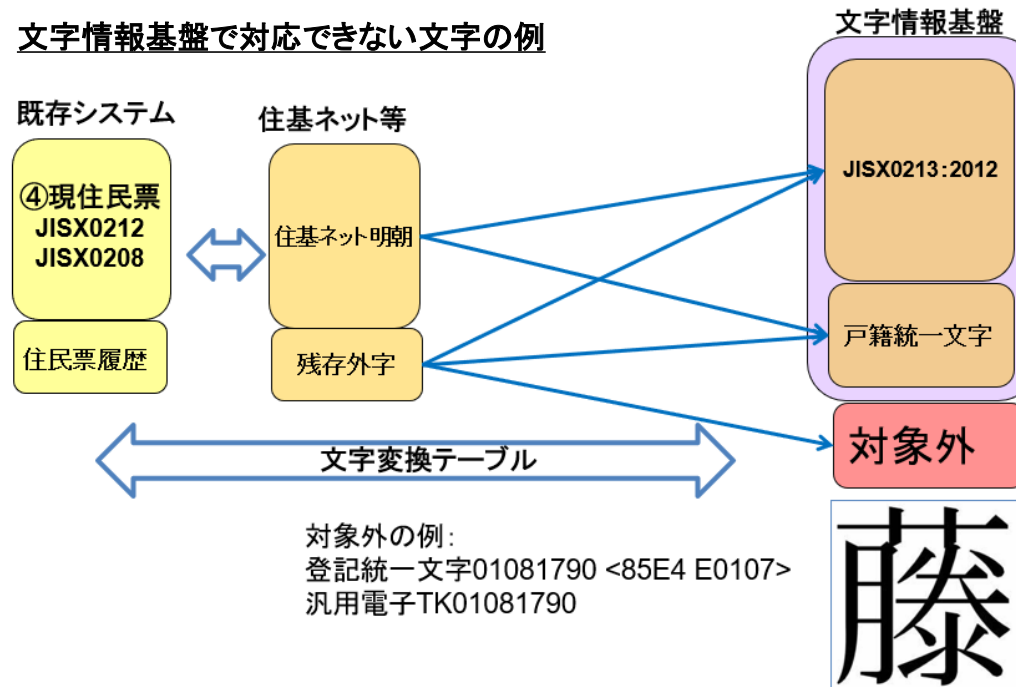
<sup>2</sup> 戸籍を電子化する際、筆頭者に字形の変更を拒否された等の理由により、コンピュータ化できなかった戸籍を「事故簿」という扱いで紙のまま運用していく戸籍のこと。

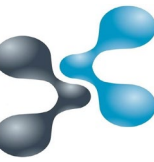


### (3) 標準システムの導入のための法整備等の実施

#### 【文字情報基盤で対応できない文字について】

- ・国ではHANYO-DENSI(汎用電子整備事業)において日本国の行政上使用する漢字を整理し、その後、「文字情報基盤」がそれを引き継ぎ、氏名に使われる漢字約6万文字のフォントと画数等の各種関連情報を、誰でも無料で自由に利用できる、行政や社会活動の基盤として整備した。
- ・住民記録システムの標準仕様書では、文字情報基盤を使用することとしているため、戸籍統一文字についてすべて内字となり、基本的には外字を作成する必要がなくなることを想定している。
- ・しかし文字情報基盤で対応できない文字として、戸籍電算化の際の事故簿、法務局判断によりそのまま移記とした文字のほか、戸籍総合システムの運用上デザイン上の違いと判断し正字扱いとなっている文字が存在するため、このままでは外字をなくすことができない。





### 3 地域のデジタル化の推進に向けた提言

自治体DX推進計画においては、自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化とデジタルデバイス対策を行うこととしています。現状、自治体の財源減収や地域財政の不活性化のため、地域社会のデジタル化による地域振興が急務となっています。しかしながら、地域社会のデジタル化については、想定される施策は示されているものの、具体的な地域振興の指針やモデルケースの策定などは行われていない状況にあります。

地域振興のためには、地域外から資金流入、地域内で循環させ、限られた予算で豊かな住環境を作る必要があります。例えば、地域振興のモデルケースとして、地域通貨によるコミュニティ形成があります。新型コロナ対策など緊急時の行政サービスのデジタル施策において、社会コストをかけずに支援・給付等が行える環境整備となるとともに、衛生対策（非接触）の効果も期待できます。

また、地域の資源を生かした誘客施策として、観光消費の拡大 デジタルファースト<sup>3</sup>の観光づくりにより、リアル+デジタルで魅力発信を行うことや、地域事業者においては位置情報を用いて観光客向けにお店がタイムサービス情報を発信するなど、デジタルを活用した仕掛けが考えられます。

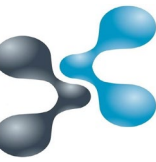
このように、デジタルを活用した地域振興の指針や具体的な地域振興もモデルケースを示すことで、地域の特性にあった施策を小規模自治体においても実施しやすくするとともに、財政的支援もあわせて行うことが有効と考えますので、以下の提言をいたします。

#### デジタルを活用した地域振興のための強力な指針及びモデルケースがない

デジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースの策定を行うこと

- (1) デジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースの策定
- (2) 地域DX推進事業としての地域通貨の導入

<sup>3</sup> 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する  
出典: 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法。平成14年法律第151号)



### 3 地域のデジタル化の推進に向けた提言

## (1) デジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースの策定

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

### 地域のデジタル化を推進するため、以下の取り組みを行うこと

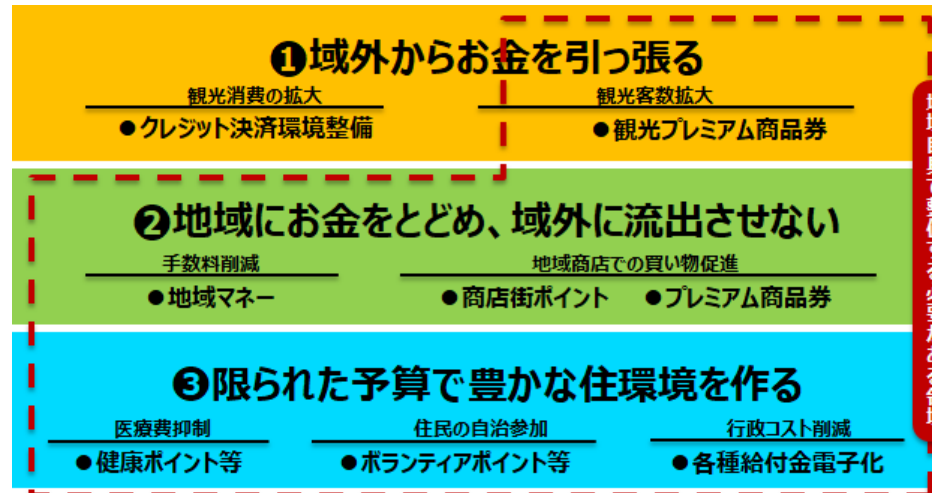
- ① デジタルを活用した地域振興の指針や具体的な地域振興のモデルケースを策定し自治体に示すこと
- ② 財政基盤が弱い自治体等において、地域の特性にあった施策を実施するための財政的支援を行うこと

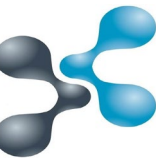
#### 【現状】

- ・自治体DX推進計画においては、自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化とデジタルデバйд対策を行うこととしている。
- ・コロナの影響等により、自治体の財源減収や地域財政の不活性化のため、地域社会のデジタル化による地域振興が急務となっている。

#### 【課題】

- ・地域社会のデジタル化については、想定される施策は示されているものの、具体的な地域振興の指針やモデルケースの策定などは行われていない。
- ・地域振興のためには、地域外から資金流入、地域内で循環させ、限られた予算で豊かな住環境を作る必要がある。
- ・財源減収により、地域社会のデジタル化対応が困難な自治体がある。





# (1) デジタルを活用した地域振興の指針やモデルケースの策定

## 実現へのアプローチ例

### ◆段階的な実現

- ・マイナンバーカードとペアリングする地域通貨基盤の導入
- ・認知促進: 地域・住民の理解
- ・インフラ整備: 長い目で見る
- ・活性化: 収益は機能増強に使い、利便性を高める
- ・機能拡張: データを活用し、用途・機能の追加

### ◆予算

- ・対応が困難な自治体への支援 (デジタル庁による予算措置等)

### <地域住民向け>

- ・当該自治体内でのみ使えるポイントを自治体が付与する
- ・地域通貨を、自治体や交通機関等、様々な場所で使えるようにする
- ・プレミアム付き商品券・ギフト券を地域通貨として購入可能

### <域外旅客向け>

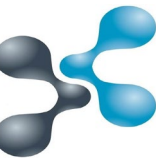
- ・観光・体験割引
- ・ふるさと納税による商品券・飲食券等のクーポン

### <自治体向け>

- ・消費行動履歴のトレーサビリティ
- ・住民サービスの効率的な配信
- ・マイナポイントやグリーンライフ・ポイント等を地域通貨として利用可能
- ・決済手数料のコスト抑制

## 「行政の効率化 × 地域商店の活性化」





### 3 地域のデジタル化の推進に向けた提言

## (2) 地域DX推進事業としての地域通貨の導入

【提言・提案事項】 制度 財源 人材

### 地域通貨基盤について初期導入コストの全額について財政的支援を行うこと

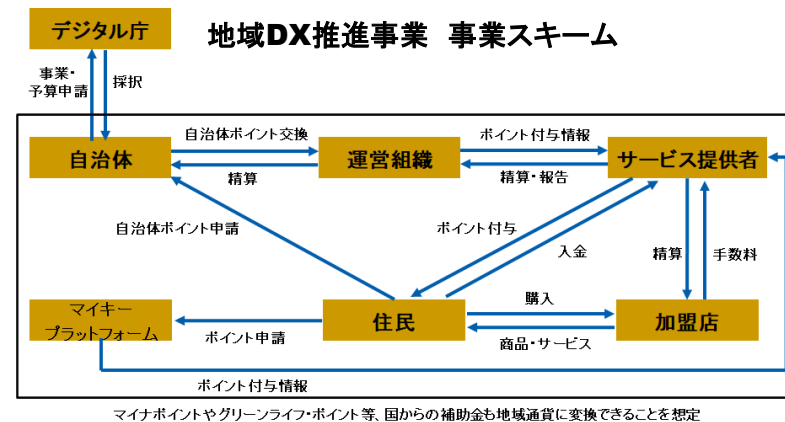
- ・例えば、加盟店における決済だけでなく、税金の支払いや交通機関への支払い等の様々な用途でも地域通貨を利用できる環境を整備することや、自治体が発行するプレミアム商品券等もデジタル化し、地域通貨に統一するなどが考えられる。
- ・ボランティア活動や地域住民の健康増進につながる取り組みをポイント化し、地域通貨のポイントとして住民に還元するとともに、地域通貨サービスで得られた情報・利益は、地域を活性化する取り組みに利用することも考えられる。

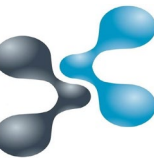
#### 【現状】

- ・自治体DX推進計画の取り組み指針では、「光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。」としている。
- ・自治体DX推進計画においては、「地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」としている。
- ・自治体は独自で民間のキャッシュレス決済を活用したポイント還元事業やプレミアム商品券等を行っている。

#### 【課題】

- ・地域DXはローカル5Gの導入等の情報通信基盤だけではなく、様々な取り組みが考えられる。
- ・地域通貨基盤が整備されていないため、自治体が発行するプレミアム商品券等の運用コストがかかっている。





## 4 自治体への人材支援に関する提言

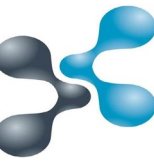
DXの推進に当たっては、自治体の各部門の役割に見合った、一般職員よりも高度なデジタル技術等の知識、能力、経験等が求められるデジタル人材を適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要となります。しかしながら、多くの自治体でデジタル人材が不足しており、人材育成だけでは急速なデジタル化に対応できない恐れがあります。そのため、十分な能力・スキルや経験を持つ職員を配置することが困難な場合には、外部のデジタル人材の活用を検討することも必要となります。特に、デジタル人材の需給が逼迫している現状において、限られたデジタル人材を有効に活用して、自治体のDX推進体制を強化するためには、CIOのマネジメントを補佐することにより、全庁的に任用等の効果が発揮されることを期待できるCIO補佐官等での配置が有効と考えられます。

総務省では、市区町村の外部デジタル人材の確保を支援するため、市区町村の外部デジタル人材の募集状況を周知していますが、自治体のニーズに応じた人材を紹介するマッチングは行っていません。また、「地域情報化アドバイザー制度」により、全国の自治体にアドバイザーを派遣し、人材支援を行っていますが、短期支援が前提であり、中・長期の支援が受けられない状況となっています。内閣府では地方創生を人材面から支援するため、市町村への人材派遣を支援する「地方創生人材支援制度」に取り組んでいますが、必ずしもDX推進のためのCIO補佐官等の人材とはなっていません。そこで、以下の自治体への人材支援に関する提言をいたします。

### 自治体DXを推進するためのデジタル人材が不足している

デジタル人材のマッチング制度の導入やアドバイザー派遣の拡充行うこと

- (1) デジタル人材のマッチング制度の導入
- (2) アドバイザー(専門員)の派遣の拡充



## 4 自治体への人材支援に関する提言

### (1) デジタル人材のマッチング制度の導入

【提言・提案事項】 制度 財源 **人材**

#### 自治体のデジタル人材の確保を支援するため、デジタル人材のマッチング制度を導入すること

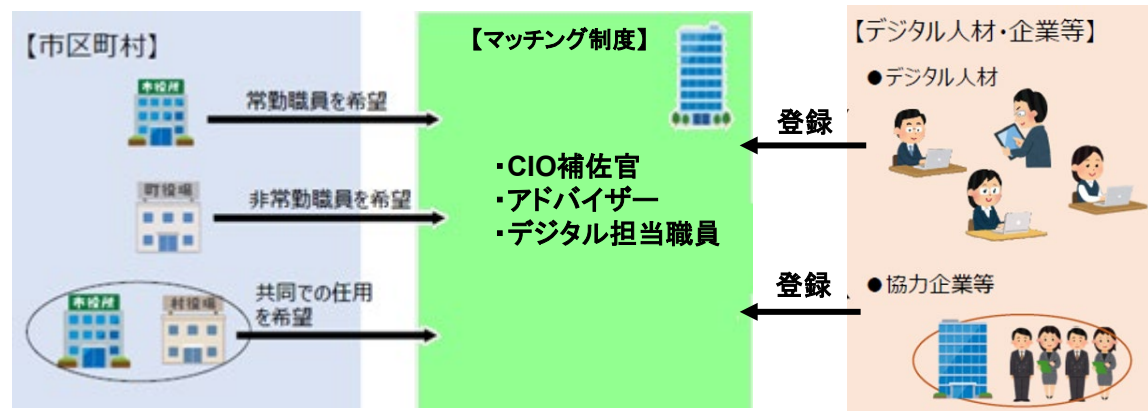
- ① 自治体の採用情報の提供だけでなく、自治体のニーズに応じた人材を紹介するマッチング制度を導入すること
- ② 情報統括官やCIO補佐官を登録制とし、自治体が必要に応じ利用できるようにすること

#### 【現状】

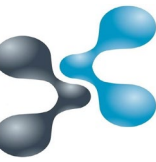
- ・自治体DXの推進にはデジタル人材の確保が不可欠となっている。
- ・多くの自治体でデジタル人材が不足している。
- ・自治体DX推進手順書では、人材育成・確保のための手順が示されている。
- ・総務省では、市区町村の外部デジタル人材の確保を支援するため、市区町村の外部デジタル人材の募集状況を周知している。
- ・市区町村のCIO補佐官等の外部人材の任用等に関する特別交付税措置を講じている。

#### 【課題】

- ・デジタル人材の募集を行っても、自治体のニーズにあった人材が確保できるとは限らない。
- ・情報統括官やCIO補佐官の人材が不足しており、人材確保が困難となっている。







## 4 自治体への人材支援に関する提言

### (2)アドバイザー(専門員)の派遣の拡充

【提言・提案事項】 制度 財源 **人材**

#### 自治体のデジタル人材の確保を支援するため、アドバイザー(専門員)の派遣を拡充すること

- ① 「地域情報化アドバイザー制度」を拡充し、中・長期的な支援が可能とすること
- ② 「地方創生人材支援制度」を拡充し、DX推進のための専門員を派遣できるようにすること

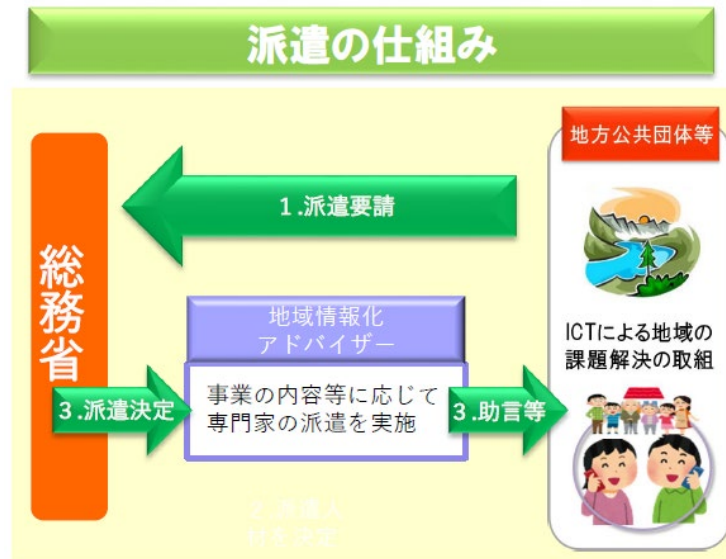
#### 【現状】

- ・総務省において「地域情報化アドバイザー制度」により、全国の自治体にアドバイザーを派遣し、人材支援を行っている。
- ・内閣府では地方創生を人材面から支援するため、市町村への人材派遣を支援する「地方創生人材支援制度」に取り組んでいる。

#### 【課題】

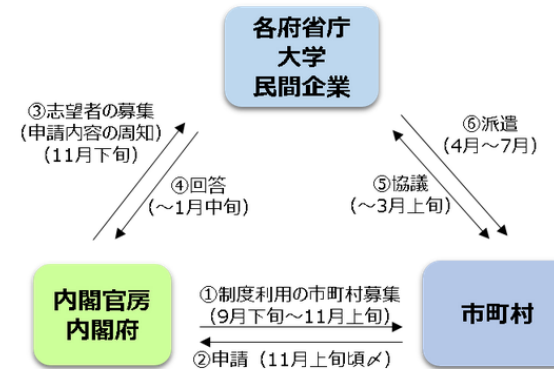
- ・「地域情報化アドバイザー制度」は短期支援が前提であり、中・長期の支援が受けられない。
- ・「地方創生人材支援制度」のデジタル人材は必ずしもDX推進のための人材とはなっていない。

#### 地域情報化アドバイザー制度

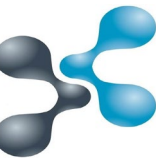


#### 地方創生人材支援制度

デジタル専門人材、**グリーン専門人材（令和4年度派遣分より新設）**も当制度のスキームにて派遣



- ※ 市町村は都道府県経由で申請（締切は都道府県毎に設定）
- ※ 民間専門人材の派遣に当たっては、貢献分野や派遣条件等を記した協力情報リストを作成し、募集開始時に市町村に共有
- ※ 令和4年度派遣分より、**大学研究者についても協力情報リストを作成**



## おわりに



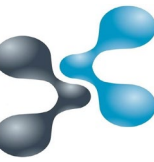
広島県安芸太田町長 橋本博明

自治体においてDX推進が本格化した2021年5月の6法律成立から、おおよそ半年が経過しました。

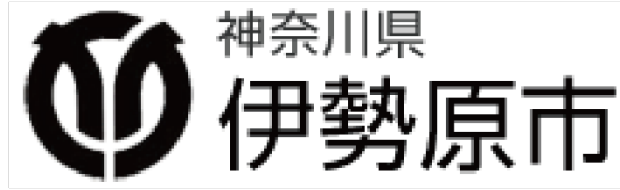
中国地方の中山間地域は「過疎」という言葉の発祥地ですが、その中でも本町は、広島県内で人口は最小、高齢化率は最高という典型的な過疎地域です。デジタル化などのスマートシティ的な取り組みは、とかく都市部で注目されがちですが、実は過疎地域の自治体にこそ、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」は必要不可欠だと感じています。

同じ思いを持つ、多くの中山間地域の小規模自治体のモデルケースとなるようなDXに取り組むべく、Cos-DECの顧問として協議会の設立に参画しました。本町では、全国で標準仕様として多分野で活用できるマイナバーを基盤とした「安芸太田町DX推進計画」をこの令和3年度に策定することとしています。

この提言書はこれら取り組みを実現するため、地方の現状を踏まえた政策を立案するための“エビデンス”として活用されることを望みます。



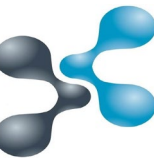
おわりに



神奈川県伊勢原市長 高山 松太郎

伊勢原市ではこれまでも、市民サービスの向上や事務の効率化に向けて、オンライン申請の利用促進やRPAの導入など様々な取組を行ってまいりました。

国におきましてはデジタル庁も発足しデジタル化が加速する中、本市におきましても、さらなるデジタル化を推進しつつ、市民目線に立ったDXの推進に取り組んでまいります。



## おわりに



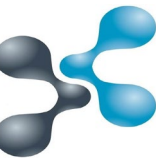
奈良県田原本町長 森章浩

昨年からの新型コロナウイルスの猛威は、私たちの生活、仕事など、あらゆる面で変化をもたらしました。それに対応すべく本町では今年度を「本町の行政デジタル化元年」とし、業務におけるAIやRPAなどのICT活用を積極的に取り入れ、煩雑な手続き・事務を効率化し、限られた人員でより細やかな住民サービスの実現、行政のデジタル化を進めています。

しかしながら町民の1/3が65歳以上の高齢者、デジタルデバインド問題など課題もあります。また本町を含む小規模自治体では、財政力、職員数も限られており、その中で取り組まなければなりません。今後、自治体システム標準化などにより、従来の住民サービスがそのまま継続して提供できるかどうかの懸念もあります。

本町では現在「田原本町DX推進計画」を策定することとし、デジタル化を進めています。本当に住民が必要とする行政サービスを提供するためには、デジタルの活用方法が鍵だと考えています。たとえ財政力やマンパワーが不足している本町のような小規模自治体であっても、内・外部の人材活用や、職員が主体的となり町の規模に合ったDXの検討・推進が行えること、また自治体規模により手法は異なるが、デジタルを上手く活用することで住民誰一人取り残さない行政サービスが実現できることを、しっかり証明していきたいと考えています。

最後に今回の提言が、真に住民が望むサービスに繋がるものとなる事を願っています。



# 自治体デジタルトランスフォーメーション協議会 (Cos-DEC)

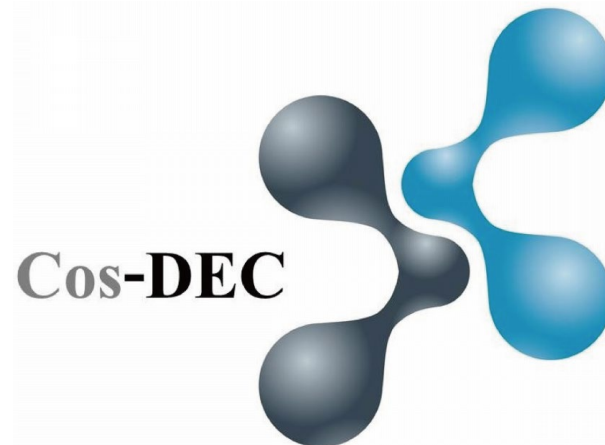
[Common Oriented Self-governing body Digital transformation Enterprise Consortium]

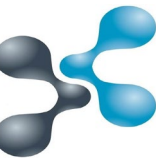
『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～（「デジタル・ガバメント実行計画」より）』の実現に向けて

現在、自治体におけるデジタル化の現状は、新型コロナウイルス感染拡大によるデジタル化への期待とニーズの高まりや、デジタル庁設置によるデジタル化の急速な進展など、大きな変化への対応が必要な状況となっています。しかしながら、多くの自治体においてデジタル人材の不足や推進体制の未整備などにより、デジタル化への対応が困難な状況となっています。

そこで、自治体におけるデジタル化を円滑に推進するため、自治体間で課題や事例等の情報を共有し、全国の自治体に対して、デジタル化やDXの実現、官民データの活用によるEBPM(根拠に基づく行政経営)の実践、サービス利用式且つクラウド・バイ・デフォルト原則の踏襲及び簡便なクラウド技術の利活用等を支援するため、自治体とDX関係企業等による協議会「自治体デジタルトランスフォーメーション協議会(以下、Cos-DEC)」を設立いたしました。

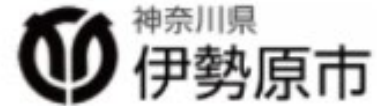
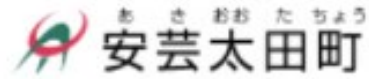
Cos-DECが提供していく新たな選択肢(「共通基盤」や「共通DB(=都市OS)」のクラウドサービス及び各種支援サービス等)を自治体が採用することによって、多くの自治体において、DXの実現や官民データの活用によるEBPMの基盤を簡便に使い始めることができるようになることを目指しています。





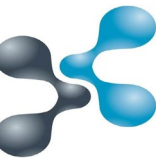
## Cos-DECの構成(2021.10.10現在:29会員)

自治体 (7)  **2021.11** 埼玉県 川越市(教育委員会) が新規加入



事務局 (3)





## Cos-DECの構成(2021.10.10現在:29会員)

企業等 (19)



一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
(JIPDEC)



Out-Sourcing!  
Technology



Internet Initiative Japan

株式会社市川環境ホールディングス



Graffer



中国地域創造研究センター

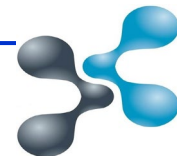
Gcomホールディングス株式会社



net one



RICOH



### ☑ エグゼクティブ・アドバイザー

- |        |   |
|--------|---|
| 田代 秀一  | (開志専門職大学教授)(前IPA国際標準推進センター長)  |
| 上田 祐司  | (一般社団法人シェアリングエコノミー協会代表理事)<br>(株式会社ガイアックス 代表執行役社長)   |
| 坂下 哲也  | (一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)常務理事)<br>(スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会委員)<br>(一般社団法人JcoMaaS 理事)                            |
| 高橋 行憲  | (特別区長会調査研究機構 顧問(東京23区))<br>(東京都荒川区 顧問)<br>(社会福祉法人馬島福祉会理事長)<br>(医療法人社団学風会理事)   |
| 高倉 万記子 | (一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)<br>インターネットトラストセンター兼セキュリティマネジメント推進室)<br>(NPO法人関西情報化維新協議会理事)<br>(元八幡浜市役所(愛媛県),愛媛県後期高齢者医療広域連合職員) |
| 安井 秀行  | (一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会理事)<br>(慶応大学非常勤講師)   |
| 湯田 元就  | (株式会社日本能率協会総合研究所 社会システムデザインセンター)  |



**Cos-DEC**

